

## 議第9号

### 平成30年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成30年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,847,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒井正吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,674,630
	1 負担金	7,674,630
2 国庫支出金		1,910,533
	1 国庫補助金	1,910,533
3 繰入金		70,000
	1 一般会計繰入金	70,000
4 繰越金		1,323,924
	1 繰越金	1,323,924
5 諸収入		2,413
	1 雑収入	2,413
6 県債		865,500
	1 県債	865,500
歳入	合計	11,847,000

議第9号 平成30年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 県土マネジメント費		11,847,000
	1 流域下水道費	11,847,000
歳 出 合 計		11,847,000

## 第2表

## 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
補助流域下水道建設事業 にかかる契約	平成31年度	1,503,000

千円

第3表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 865,500	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第10号

平成30年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成30年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,400
	1 一般会計繰入金	1,400
2 繰越金		39,900
	1 繰越金	39,900
3 諸収入		153,500
	1 県預金利子	50
	2 貸付金元利収入	153,333
	3 雑収入	117
歳入	合計	194,800

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		194,800
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	194,800
歳 出	合 計	194,800

## 議第11号

### 平成30年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成30年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ606,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒井正吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		436,148
	1 使用料	436,148
2 繰入金		8,849
	1 一般会計繰入金	8,849
3 繰越金		17,551
	1 繰越金	17,551
4 諸収入		113,952
	1 雑収入	113,952
5 県債		29,600
	1 県債	29,600
歳入合計		606,100

議第11号 平成30年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		606,100
	1 中央卸売市場事業費	606,100
歳 出 合 計		606,100

第 2 表

## 県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場施設整備事業	千円 29,600	証書借入又は債券発行による。	年 8.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

## 議第12号

### 平成30年度奈良県公債管理特別会計予算

平成30年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,315,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒井正吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 財産収入		78,000
	1 財産運用収入	78,000
2 繰入金		96,539,100
	1 一般会計繰入金	88,736,477
	2 特別会計繰入金	7,002,623
	3 基金繰入金	800,000
3 県債		35,697,900
	1 県債	35,697,900
歳入	合計	132,315,000

議第12号 平成30年度奈良県公債管理特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		132,315,000
	1 公 債 費	132,315,000
歳 出 合 計		132,315,000

第2表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	35,697,900 <sup>千円</sup>	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第13号

平成30年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

平成30年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		146,700
	1 貸付金元利収入	146,700
歳 入	合 計	146,700

千円

議第13号 平成30年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		146,700
	1 育成奨学金貸付事業費	146,700
歳 出 合 計		146,700

## 議第14号

### 平成30年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

平成30年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,876,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒井正吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		3,656,520
	1 一般会計繰入金	3,656,520
2 諸収入		1,016,580
	1 貸付金元利収入	1,016,580
3 県債		4,202,900
	1 県債	4,202,900
歳入合計		8,876,000

議第14号 平成30年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		8,876,000
	1 病 院 機 構 費	7,859,420
	2 病 院 機 構 公 債 費	1,016,580
歳 出	合 計	8,876,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 機 構 貸 付 事 業	千円 4,202,900	証書借入又は債券発行による。	年 8.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第15号

平成30年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

平成30年度奈良県国民健康保険事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		37,050,538
	1 負担金	37,050,538
2 国庫支出金		35,998,741
	1 国庫負担金	24,880,906
	2 国庫補助金	11,117,835
3 財産収入		30,605
	1 財産運用収入	30,605
4 繰入金		8,056,838
	1 一般会計繰入金	7,771,000
	2 基金繰入金	285,838
5 諸収入		44,713,278
	1 前期高齢者交付金	44,160,190
	2 療養給付費等交付金	423,458
	3 共同事業交付金	129,630
歳入合計		125,850,000

歳 出		
款	項	金 額
1 福 祉 保 險 費		125,850,000
	1 国民健康保険事業費	125,850,000
歳 出	合 計	125,850,000

## 議第16号

### 平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	11市12町1村
(2) 年間給水量	82,000,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	224,658立方メートル
(4) 主要な建設工事	
県域水道ファシリティマネジメント推進工事	1,623,951千円
県営水道施設強靱化工事	1,123,249千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		12,380,455千円
第1項 営業収益		10,728,972千円
第2項 営業外収益		1,630,720千円
第3項 特別利益		20,763千円
	支	出
第1款 事業費	11,057,517千円	
第1項 営業費用	9,075,917千円	
第2項 営業外費用	1,112,182千円	
第3項 特別損失	864,418千円	
第4項 予備費	5,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,337,152千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,483千円、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金876,521千円、減債積立金90,000千円、過年度損益勘定留保資金3,407,942千円及び当年度損益勘定留保資金1,802,206千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款	資本的収入		1,885,708千円
第1項	他会計からの助成金		747,430千円
第2項	固定資産売却代金		1,032,287千円
第3項	雑	入	105,991千円
支		出	
第1款	資本的支出		8,222,860千円
第1項	建設改良費		3,729,797千円
第2項	企業債償還金		3,344,035千円
第3項	国庫補助金等返還金		1,149,028千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
財務会計・事務管理システム 開発事業にかか	る契約	平成31年度から 平成36年度まで				69,952 <sup>千円</sup>
県域水道ファシリティマネジメント 推進事業にかか	る契約	平成31年度				367,488
県営水道施設強韌化事業にかか	る契約	平成31年度				901,959

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 668,423千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、370,930千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、402,293千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
構 築 物	橿原 ブ ラ ン チ	2,608メートル	売 払 い
水 利 権	大迫・津風呂ダムにかかる水利権	毎秒0.2018立方メートル	売 払 い

平成30年2月23日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾